樣式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処	分の名称	指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの検査
根拠条例•規則名		さいたま市火災予防条例
	条項	第68条
所	管部課	消防局 予防部 査察指導課 (電話:048-833-7543)
審査基準	基準 (未設定の場 合はその理 由)	未設定。(根拠条項【さいたま市火災予防条例第68条】 の規定上明らかであるため)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
標準処理期	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	1 0 日
間	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成23年4月1日最終改正
	備考	